

高知県と「災害時の支援等に関する協定」を締結しました



財務省
四国財務局
高知財務事務所



協定書への署名
(左：岩井高知財務事務所長、
中央：尾崎知事、右：山岸四国財務局長)



協定締結を終えて
(左：岩井高知財務事務所長、
中央：尾崎知事、右：山岸四国財務局長)

財務省四国財務局（四国財務局本局及び四国財務局高知財務事務所）と高知県は、平成29年9月6日（水）、災害時の支援等に関する協定を下記のとおり締結しました。

本協定は、高知県内で地震・津波等の災害が発生した場合において、高知県からの要請に基づき、応急的な住まいとして利用可能な国家公務員宿舎やガレキ置き場等として未利用国有地の無償提供、高知県及び高知県内市町村への災害復旧事務支援のための職員派遣など、高知県に対する災害支援をより一層円滑に実施するために締結するものです。

記

1. 協定の名称 災害時の支援等に関する協定
2. 協定締結先 高知県
3. 協定締結日 平成29年9月6日（水）
4. 協定内容 災害発生時に高知県に対して以下の支援等を行う。
 - 未利用国有地等の提供
 - ・ 利用可能な国家公務員宿舎の提供
 - ・ 利用可能な未利用国有地の提供
 - 人的応援
 - ・ 罹災証明書の発行支援
 - ・ 支援物資の受付
 - ・ 避難所運営支援 など

このほか、災害が発生した場合は、被災された方に便宜（金融上の措置）を講ずるよう金融機関等への要請、地方公共団体へ災害緊急資金手当、公共土木施設災害復旧のための査定立会の迅速な実施などを円滑に行い、国民生活の安定に寄与できるように努めてまいります。

今後とも、四国財務局管内の自治体との連携強化を図り、地域や社会のニーズに的確に対応して、地域貢献に努めてまいります。

お問い合わせ先
四国財務局 高知財務事務所総務課
TEL 088-822-9177